

監委公告第 1 号  
令和5年(2023年)1月17日

熊本市監査委員 津田 征士郎

熊本市監査委員 満 永 寿 博

熊本市監査委員 井 上 学

熊本市監査委員 高 島 剛 一

#### 監査結果に基づき市長等が講じた措置について

監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

# 目 次

## 監査委員監査の結果に係る措置

### 一般・特別会計定期監査

令和元年度	工事	.....	1
令和3年度	財務	.....	3

### 公営企業会計定期監査

令和3年度	財務	.....	4
-------	----	-------	---

### 財政援助団体監査

令和3年度	財務	.....	7
-------	----	-------	---

(関係条文)

・ 地方自治法第 199 条第 14 項

監査委員から第 75 条第 3 項の規定又は第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

指摘事項等

【国土交通省告示に規定のない部材の採用について】

工事担当課 営繕課

設計担当課 管財課

- ・工事名 辛島公園地下駐車場自走式化(建築)工事
- ・工事期間 令和元年(2019年)7月2日から令和元年(2019年)11月15日まで

本工事は、辛島公園地下駐車場にある老朽化した3段式機械駐車設備を撤去し、機械駐車設備があった部分に新たな鉄骨梁と鉄筋コンクリート床(以下「床スラブ」という。)を設け、平面駐車スペースとする工事である。

本工事では、新たに設けた床スラブ及び床スラブ上に駐車する自動車の重量の合計(以下「長期荷重」という。)を支えるため鉄骨梁を既存鉄筋コンクリート躯体に、『あと施工アンカー』を用いて取り付けており、この『あと施工アンカー』には長期荷重による長期応力が発生する。しかしながら、平成13年国土交通省告示第1024号(以下「告示」という。)では、『あと施工アンカー』を使用できる箇所を、既存建物に耐震補強をするための躯体の取り付け部に限定しており、応力度に関しては短期許容応力度のみ規定し、本件工事に適用される長期許容応力度は規定されていない。よって、『あと施工アンカー』により施工された本件工事は、告示に規定のない部材を採用する結果となっているものである。

このような事態に至った一因に、工事に先立ち設計担当課(本施設の所管課)が発注した設計業務委託により作成された構造計算及び設計図に、『あと施工アンカー』を使用する記載があったことから工事担当課は、『あと施工アンカー』の使用に何ら疑問を抱くことなく設計図どおりの施工を進めたことがあげられる。

設計担当課及び工事担当課にあっては、関係法令の遵守と再発防止を図るとともに、連携を密にして適切な対策を講じられたい。

措置内容	措置日
<p>指摘後、当該箇所の是正までの間は、安全確認のため些細な変化も見落とさないよう、指定管理者による日常点検を重点的に行った。</p> <p>また、法令遵守、安全性確保に向けた是正措置の検討を進め、是正のための工事を行うこととした。是正工事は、新設した床スラブ下での作業であるため、作業環境・材料搬入に制約があり、工法の検討に時間を要したが、工法を確定し、令和4年(2022年)9月30日に工事を完了した。</p> <p>是正工事では、新設床スラブを支えている鉄骨梁の下に新たに鉄骨柱を設置し、鉄骨梁と既存鉄筋コンクリート躯体とを緊結する『あと施工アンカー』に生じている長期荷重を新設鉄骨柱に負担させることとした。この対策により『あと施工アンカー』は長期応力を負担せず、国土交通省告示に適合した状態になった。</p>	<p>令和4年(2022年) 9月30日</p>

指摘事項等	
<p>【仕様書に明記された書類の未提出について】</p> <p>一時保護所給食業務委託契約に係る仕様書において、受託者は従業員の健康診断及び検便を実施し、その結果を委託者に報告することが定められているが、報告されていなかった。また、同仕様書によって提出が必要な業務責任者等の名簿も未提出であった。</p> <p>一時保護所での給食の業務委託において、健康診断及び検便の結果は食品衛生上重要な報告であり、これらを受領せず、安全確認が行われないまま業務を実施させていたことは問題である。児童へ安全な食事を提供する使命を強く認識し、仕様書に明記された報告等の提出書類の確認は漏れなく行われたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>○委託業者より当該年度の健康診断及び検便の結果報告書を徴取し、委託業者労働安全衛生法に従い、従業員の健康診断を毎年実施することとした。また、厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従い、月1回の検便を実施して、衛生管理を徹底していることを確認した。</p> <p>○検便結果については、過去2年間の報告書を確認し、異常がなかったことを確認した。</p> <p>○業務責任者等の名簿を受領。その他、資料の提出漏れがないか確認した。</p>	<p>令和4年(2022年) 2月9日</p>

指摘事項等	
<p>熊本市市民病院放射線の外部被ばく測定検査業務委託において、契約締結時に契約総量が決まらない単価契約として債務負担行為を設定せず、旧年度中に条件付一般競争入札執行及び契約締結が行われていたが、契約履行開始時期についても旧年度からとなっていた。</p> <p>入札日：令和3年(2021年)2月16日                      契約締結日：令和3年(2021年)2月28日                      履行期間：令和3年(2021年)3月1日～令和4年(2022年)3月31日</p> <p>単価契約については、契約担当部署から通知された「単価契約における新年度に係る契約に関する考え方」において、基本的には契約締結時に契約総量が決まらないものとして、「単価」という基本的事項を定める契約と定義され、入札・見積書徴取及び契約締結いずれも予算執行に当たらないとして整理されている。そのため、旧年度中に入札執行及び契約締結を行うとしても債務負担行為の設定は必要としないとされている。しかしながら、個々の発注については、新年度予算が執行できる状態にある4月1日以降となるのは当然であるともされている。</p> <p>当該契約については、検査は令和3年(2021年)4月からとなるが、契約上の義務としての測定は令和3年(2021年)3月から開始されていることから、次年度以降に経費の支出(=債務)を義務付ける契約として、債務負担行為の設定が必要であったと解される。今後は、適正な事務の執行となるように努められたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本件は、単価契約であり、総量の定めがない単価契約は「入札・見積徴取」「契約締結」予算の執行に当たらないことから3月1日の契約日とし、また、3月に行う線量の測定を準備行為と認識した上で、債務負担行為は不要と判断し、履行期間を3月開始と設定したもの。</p> <p>しかしながら、今回のご指摘を受け、次年度の契約から仕様書の内容を測定・検査回数を明記したものに見直し、当該年度内の検査を行う年度をまたがない契約期間とした。</p>	令和4年(2022年) 4月1日

指摘事項等	
<p>熊本市民病院グリストラップ他清掃業務及び産業廃棄物収集運搬処分業務委託(単価契約)において、実施伺で予定価格が設定されていなかった項目について契約が締結されていた。</p> <p>予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合に、契約金額を決定するための基準として、あらかじめ作成する価格であり、契約の締結に当たっては、契約の申し込みをした者から提示された見積額が予定価格の範囲内であることを確認の上、契約の相手方を決定し、以降の契約事務へ進むこととなる。</p> <p>当該契約については、業者から徴取した見積書において、予定価格を設定していない新たな項目が含まれていたにもかかわらず、改めてその項目について予定価格を設定することなく契約事務を進め、契約の締結に至ったものであり、不適正な事務の執行と言わざるを得ない。</p> <p>今後は決裁権者の責任として必ず予定価格を設定し、その価格の範囲内に見積額が収まっているかどうかの確認を遺漏なく行うなど適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>今回の監査指摘を受け、下記の措置を行い、再発防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業者ごとに見積書の記載内容に相違が発生しないよう、参考見積書を徴取する場合は共通項目を指定する。</li> <li>○ 契約事務チェックリストを活用し、決裁過程において複数人で確認するなど、チェック体制を強化する。</li> </ul>	<p>令和4年(2022年) 1月19日</p>

指摘事項等	
<p>熊本市立植木病院検体検査(ブランチラボ方式)業務委託(履行期間:令和3年(2021年)7月1日~令和8年(2026年)3月31日)において、条件付一般競争入札により一連の契約事務手続が行われていたが、実施伺、予定価格の設定及び契約締結伺など全ての決裁事項について、熊本市病院局事務決裁規程(平成21年病院局規程第4号)に基づき病院事業管理者で決裁すべきところを植木病院副事務局長で決裁が行われていた。</p> <p>【執行予定総額】                      令和3年度(2021年度)7~3月分:9か月分 26,015千円...                      令和4年度(2022年度)~令和7年度(2025年度) 138,744千円...                      執行予定総額合計( + ) 164,759千円</p> <p>1か年度あたり 34,686千円</p> <p>の債務負担行為限度額 188,000千円</p> <p>当局においては、熊本市病院局事務決裁規程第12条第12号に規定する副課長専決事項のうち、特に担当することとされた事項として、課長専決事項及び植木病院事務局長専決事項の一部を植木病院副事務局長専決事項として定めている。当該委託について当局に確認したところ、1か年度あたりの執行予定額(34,686千円)での決裁区分と誤認したため、植木病院副事務局長専決として行ったとのことであった。</p> <p>複数年にわたる単価契約の場合、決裁区分は契約期間全体の執行予定総額で決定されるので、当該委託においての決裁区分は、病院事業管理者の決裁となる。今後はこのことを踏まえ、熊本市病院局事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行われたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本件においては、1か年度あたりの執行予定総額(34,686千円)で決裁区分を判断するものと誤認したため、植木病院副事務局長決裁(予定価格3,500万円以下)として起案したもの。</p> <p>今後は、複数年にわたる単価契約については契約期間全体の執行予定総額で決裁区分を判断することについて再確認し、規程を遵守した適正な事務処理を実施する。</p> <p>なお、契約事務及び監査指摘事項に関する職員の知識向上のため、令和4年(2022年)1月13日に課内研修を実施し、今後同じ間違いを起こさないよう周知徹底を図った。</p>	<p>令和4年(2022年) 1月13日</p>

指摘事項等	
<p>【未払の謝礼金について】</p> <p>令和元年度(2019年度)に開催された第24回「草枕」国際俳句大会実行委員会のスタッフ謝礼金14人分360,000円について、現金出納簿では令和2年(2020年)3月30日に現金が払い出されていたにもかかわらず、そのまま保管され、令和2年(2020年)5月7日に2人分55,000円が手渡されていたほか、12人分305,000円が現金書留にて送付されていた。</p> <p>会計規程に出納整理期間の定めがない中で、未払の謝礼金を支出済額として決算に計上したのは極めて不適切である。また、担当者が38日間、現金を保管していたことも、会計規程に違反している。今後は、会計規程に則って適正に事務を執行されるとともに、これらを看過した実行委員会の監査のあり方についても見直されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和3年(2021年)11月27日に開催された第26回「草枕」国際俳句大会からスタッフ謝礼金を口座振込で支払うよう改めたことを確認した。また、令和4年度(2022年度)の第27回大会から実行委員会事務局の会計事務の実情に合わせ、小口現金制度を設けることとし、令和4年(2022年)5月18日に開催された第1回実行委員会にて会計規程を改正した。実行委員会監査においては、決算書、現金出納簿、領収書等の決算書類の突合を行い、適宜事務局へ聞き取りを行いながら適切な処理が行われていることを確認した。さらに、毎年度当初に、実行委員会監事から事務局に対し、財政援助団体等監査の指摘事項や再発防止策の再確認を行うことなど、会計規程の遵守や監査機能の強化を指導した。</p>	<p>令和4年(2022年)5月18日</p>

指摘事項等	
<p><b>【大会賞金の支払記録及び支払方法について】</b></p> <p>令和2年度(2020年度)に開催された第25回「草枕」国際俳句大会の表彰式に出席した入賞者11人に対して、延べ130,000円の賞金が支払われた際に受領していた領収証について、実行委員会の監査後、事務局員交代に伴い破棄したとの事であった。また、表彰式に出席していない入賞者31人に対して、賞状と現金延べ160,000円が普通郵便で送付されていた。</p> <p>熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)第8条において、「補助事業等を行う者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならない」と定められていることから、適切に領収証を整理して保管されたい。また、現金を送付する場合は、郵便法(昭和22年法律第165号)第17条の規定に従い、書留の郵便物とされたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和3年度(2021年度)に開催された第26回大会以降、表彰式の案内を送付する際に賞金の受領証及び口座振込依頼書を同封し、出席者は当日賞金と引き換えに受領証を提出、欠席者は振込依頼書を提出し、後日口座振込とするよう対応を改めた。また、外国語部門については、令和3年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(金融庁)が改正されたことを受けて国際的に現金送金に対する規制が強化されている状況を踏まえ、賞金に代えて賞金額相当の賞品を送ることとした。</p> <p>今後も実行委員会に対し証拠書類の適切な保管、及び法令遵守について徹底するよう指導を継続する。</p>	<p>令和4年(2022年) 5月18日</p>

指摘事項等	
<p><b>【補助対象事業費の誤りについて】</b></p> <p>熊本市私立幼稚園・認定こども園協会（以下「協会」という。）による特別支援教育研修事業については、その2分の1の額が私立幼稚園等特別支援教育助成事業費補助金の対象となり、令和2年度（2020年度）においては、事業費2,581,882円に対して、1,290,000円が交付されていた。しかしながら、研修事業の一部には、熊本市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会（以下「PTA」という。）と共同で実施した事業費が含まれており、実際、その事業費については、協会とPTAが折半して負担するため、共同事業費の半額を補助対象事業費として計上すべきところ、共同事業費全額の1,691,177円が計上されていた。</p> <p>共同事業は効果的であるものの、協会とPTAについては、会員や役員、運営費等が異なる別の団体であることから、補助対象の事業費には協会支出分のみを計上すべきである。事業費を減額修正するとともに、過大に交付を受けた補助金については、返還されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>過大交付となった補助金については、納付書での返還を依頼し、納付確認済（令和3年（2021年）12月24日入金）。</p>	<p>令和3年(2021年)12月24日</p>

指摘事項等	
<p><b>【補助金の重複受領について】</b></p> <p>植木町農業振興対策協議会が植木地域の農家等に配布した普通作栽培基準書の作成経費141,600円について、熊本市産地競争力強化推進事業費補助金の対象として2分の1(70,800円)が交付されていたが、この経費については、熊本県経済農業協同組合連合会からの助成金で全額が賄われており、市補助金との重複受領となっていた。</p> <p>熊本県経済農業協同組合連合会から交付を受けた経費については、市の補助対象経費とならないため、重複受領となった市補助金については、返還されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>今回の指摘を受け、植木町農業振興対策協議会への聞き取り及び収支の伝票等を確認した結果、平成30年度から令和2年度までの3年間において重複受領されていることが判明した。</p> <p>このため、重複受領分の市補助金について返還の指導を行い、令和4年(2022年)3月4日に過去3年間分の214,800円が市に返還された。</p> <p>また、返還に併せ当協議会に対し、市補助金の適正な執行について文書で注意喚起を行った。</p>	<p>令和4年(2022年) 3月4日</p>

指摘事項等	
<p><b>【駐車場管理費負担金収入について】</b></p> <p>総合体育館・青年会館の駐車場については、熊本県・市の共有地となっていることから、県立図書館利用者の使用が認められている。このことから駐車場管理に必要な費用については、県立図書館と財団による「駐車場管理に関する協定」により、財団は県立図書館から年間100万円を上限に経費総額の7分の6のうち、その5分の1を負担金として受領していた。</p> <p>県と市によって締結された「水前寺江津湖公園の設置及び管理に関する協定」において、管理に要する費用は協議してその都度定めると規定されていることから、本来、協議する当事者の一方は市であり、財団には費用に係る協定を締結する権限がない。さらに、駐車場管理に必要な費用については、全額が総合体育館・青年会館の指定管理料に算入されていることから、財団が負担金を受領することは予定されておらず、市がこれを受領すべきである。</p> <p>所管課においては、今後、駐車場管理に必要な費用の負担について、改めて県及び財団と協議され、適切に処理されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>駐車場管理費負担金収入については、新たに熊本市と熊本県で「駐車場管理に関する協定書」の締結を行い、令和4年度(2022年度)より年間100万円を上限に経費総額の7分の6のうち、その5分の1を駐車場管理費として熊本市が熊本県に請求し、熊本市に直接納入するよう改めた。</p>	<p>令和4年(2022年) 3月25日</p>

指摘事項等	
<p><b>【財団本部による総合体育館・青年会館の使用について】</b>                      総合体育館・青年会館において、旧館長室が財団の理事長室、旧図書室及び旧守衛室が財団本部（総務課、経営企画課ほか）の執務室として使用されていた。                      総合体育館・青年会館の指定管理業務に必要なではない理事長室及び執務室については、行政財産使用の手続を経たうえで使用されたい</p>	
措置内容	措置日
<p>財団本部による総合体育館・青年会館の使用については、1階理事長室、2階常務理事スペースの目的外使用について令和4年度（2022年度）より市有財産審議会にて許可を受け、建物・土地の評価額を基に敷地面積の割合から算出した金額を使用料として徴取するよう改めた。</p>	<p>令和4年（2022年） 3月28日</p>

指摘事項等	
<p>【利用料金を前納していない者への施設使用の許可及び利用料金の徴収漏れについて】</p> <p>熊本市植木健康福祉センター条例第14条第4項の規定により、利用料金の前納が定められているが、当該施設においては、利用料金を徴収しないまま施設の使用が許可され、事後に納付されていた。</p> <p>また、一部の利用者については、月初めに複数の使用申請書が提出され、これに係る利用料金が月末にまとめて受領されていたが、追加使用分についての確認不足により、11回分23,900円の徴収漏れがあった。</p> <p>条例の規定に反して利用料金の納付前に使用が許可されていたことは不適切であり、徴収漏れは、前納の取扱いを行っていれば防げたはずである。規定に基づき正しく徴収されたい。</p> <p>また、未納となっている不足額については、利用者に納付を求め、利用料金収入の減少分として市が補てんした指定管理料については、返還を含め適切に処理されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>指定管理者側の改善策として、貸館業務のチェックリストを改訂し、受付業務を行う全職員を対象とした貸館業務マニュアル研修を実施した。市側の改善策として、令和3年度(2021年度)末のモニタリングから派遣人数を増やし、実施日数を2日間へ増やすなどチェック体制を強化している。</p> <p>未納となっていた23,900円は利用者から徴収済みで、利用料金収入の減収分として市が補填した指定管理料については、令和3年度(2021年度)分の指定管理料の補てんから減額し、対応した。</p>	<p>令和4年(2022年) 5月30日</p>